

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 11 号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指定管理者の指定」の前に「前条の公募に応じて」を加える。

第 5 条を次のように改める。

(公募によらない選定)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条の公募によらず、候補者を選定することができる。

- (1) 第 3 条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 公の施設の性格、規模、目的等を考慮し、地域等の活力を活用した管理を行う必要があるとき。
- (3) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- (4) 本町の施策その他の事由により、公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

2 第 3 条及び第 4 条の規定は、前項の規定により候補者を選定する場合の手續について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。